

大阪府地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目 的

大阪労働局及び大阪府は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、大阪府域において、地域の関係者が参画し、地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- (1) 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 構成員

- (1) 地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者（団体の場合は、団体が推薦する者）を構成員とし、大阪労働局長が委嘱する。
 - ① 学識経験者
 - ② 事業主団体
公益社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会
 - ③ 労働者団体
日本労働組合総連合会大阪府連合会
 - ④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部
一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会
大阪府職業能力開発協会
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
 - ⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ⑥ 近畿経済産業局
 - ⑦ 大阪府
 - ⑧ 大阪労働局
- (2) 必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上の開催とする。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について
- (6) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

事務局は、大阪労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1) 議事会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるものほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

9 附則

この要綱は、令和4年11月8日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より一部改正する。